



広報
みさぎ

みさぎ

町の規模		前月比
世帯数	1,880戸	(+11)
人口	5,339人	(+12)
男	2,482人	(+9)
女	2,857人	(+3)
(平成元年 4月30日現在)		

発 平成元年 5月20日 No **137**
 発行 愛媛県西宇和郡三崎町
 三崎町役場 ☎54-1111 印刷
 編集 総務課 豊豫社



県道終点に完成した駐車場

佐田岬に

駐車場完成

佐田岬灯台を訪れる観光客にまたれていた駐車場が三月末完成。

も設置されました。工事費二千九百万円。

この駐車場は灯台へ向けての遊歩道の出入口に建設されたもので広さは七百七十平方メートル、乗用車なら五十台駐車でき、トイレ

また、これとは別に、駐車場の入口に、佐田岬灯台観光マップの案内板も設置され、観光客によるごぼれ



学んで!



三高—新たな歴史

歴史と伝統の創造

三崎高等学校長 松友 啓

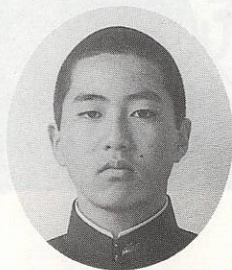
潮風が舞い花橘の薫る高台に平成改元にあわせるように三崎高校新築移転の落成をみました。本校にとりましてこの上ない喜びであります。県並びに町ご当局・関係各位の格別のご尽力と温かいご支援に対し心からお礼を申し上げます。

本校は昭和26年創立、旧木造校舎時代の学舎を菓立った同窓諸兄は4、700名を超えるに至っております。創立当初は他校を間借りする仮住まいでありました。創立以来の栄光と苦難の歴史を支え、校運発展の礎を築かれた幾多の先人の功を偲び、深い感謝の意を表したいと思います。新築落成の校舎は、本館(1667㎡)特別教棟(1752㎡)体育館(1018㎡)で、他に自転車置場・バツクネットなど、また前庭の整備・植樹などできあがり、すばらしい教育の場が完成しました。校地の造成については、町ご当局・地元関係の方々のご尽力は並大抵のものではなかったと推察いたします。県ご当局の格別のご高配により施設・設備につきましても最高のものを整えていただきました。

碧山滄海 花橘ここに薫る。今後とも三崎高校発展のために、いっそうのご指導ご支援をお願い申し上げます。

新校舎での生活

1年 川名博司

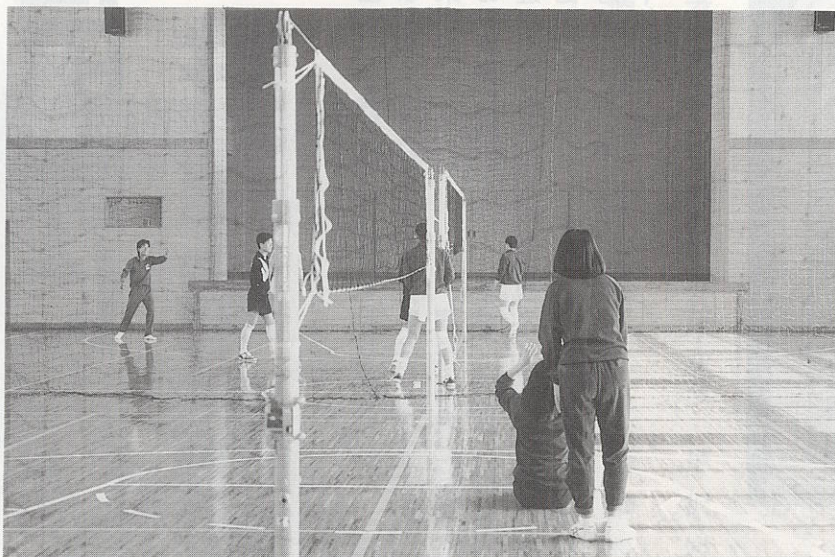


この春から僕も高校生になった。高校時代といえ、人生の中でも、とても大切な時期だと思ふ。その大切な時期に、新しい校舎で高校生活をおくれることを、とてもうれしく思ふ。

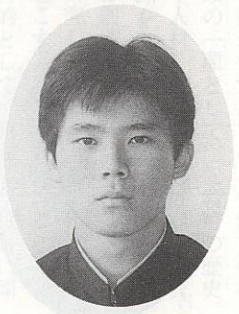
約1ヶ月間、新校舎で生活してみても、感じたことはたくさんある。まず、教室が多いことだ。どこにどんな教室があるかもわからない。今まで聞いたこともないような教室も多い。もう一つは、山の

にあるだけあって、風が強いということだ。でも、周りの景色は、とてもきれいだ。三崎の町は、鉄筋なのでその心配はない。しかし、一つだけ嫌だと思ふ。それは、朝、登校するのには、坂道を自転車で乗って上るのだ。でも、これもまた、よい思い出になるだろう。

旧校舎には、文化祭や入試などで、何度か行ったことがあった。校舎も古くなつていて、冬は、すき間風が吹き込んで寒そうだった。しかし、新校舎は、



新調の体育館で



新校舎に入って、もう一カ月がたとうとしている。新校舎についての印象は、こんな形にばな校舎は自分たちにはもったいないということだった。それと同時に、ここで学ぶことが出来るうれしさもこみあげた。

校舎に入ると、本当にきれいに仕上げられていて、教室数も



新校舎に移ってはや一か月がすぎました。私は三崎から通っているくせに、前の木造校舎の時より二十分くらい早く家を出なければならなくなりました。最初の一週間くらいは上まで上るのがすごくしんどくてハーハーいってたけど、今はだいぶ慣れてきました。

やっぱり新しい校舎はとて

新校舎に学んで

三年 浅野 知広

多く、それでいて眺めがとても良いのが何よりもうれしかった。体育館も広くて、雨が降っても体育の授業が受けられるとは、本当にこの校舎については、良いことづくめである。

旧校舎での生活を見てみると夏は暑く、冬はすきま風で寒くこの新校舎では、考えつかないことばかりで、たいへんつらいものがあつたが、廊下のきれいな一人一人の自覚と創意で新しい歴史を築き上げていきたいと思います。

な所や、今までの先輩たちが過ごしてきた旧校舎には、とても愛着をもっていたし、その校舎も好きでした。このように、この新校舎も、旧校舎のように、生涯忘れることのない思い出の場所として残したいと思うのです。自分にとつては、この校舎で生活するのは、あと一年間ですが、少しでもこの校舎に愛着を覚えることができれば、よいことだと思っています。そしてここで新しい三崎高校として、一人一人の自覚と創意で新しい歴史を築き上げていきたいと思います。

新校舎の印象

三年 入船 智恵



正面玄関

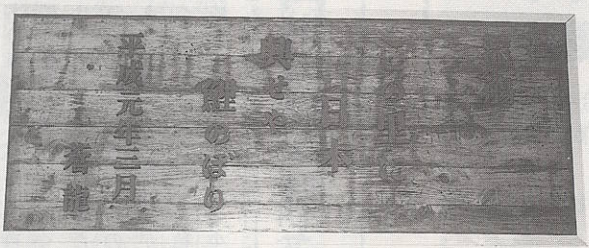
気持ちいいです。入る教室ごとにそれぞれ独特のにおいがあります。床だってピカピカだし、壁だって真っ白です。だから壁なんかちよつともたれたりした

この新校舎にはまだ全然歴史がありません。これから私達みんなが、この新校舎に色々な歴史を築きあげていかなければなりません。そのため、一人一人が自覚をもつてこのすばらしい校舎にふさわしい生徒になっていきたいと思います。

卒業記念に伝統を

旧校舎の床板でレリーフを

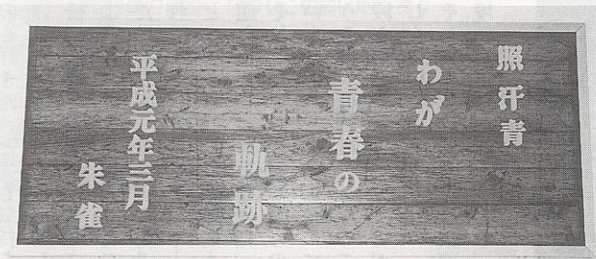
星霜四十年 青春の汗と熱を映す木造校舎時代の床板を永く保存し記念とする(卒業生一同)
昭和63年度(平成元年三月)



「鯉のぼり」
この里に
日本
興せや
鯉のぼり
葵龍(二組)



「白雲悠悠 花橘」
薫る
白虎(二組)



「照汗青 青春の軌跡」
朱雀(三組)

愛媛県立三崎高等学校の新築移転に伴い、昭和63年度卒業生一同が、旧校舎会議室の床板を使ってレリーフを卒業記念として寄贈し、新校舎の一階、二階、三階にそれぞれ飾っています。

四十年の歳月と四千七百余名の足音がしみている学舎の床板。その光りをいつまでもいつまでも絶やすことなく保存して……。

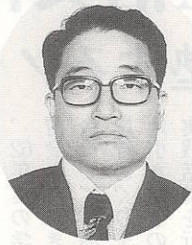
新議長決まる

議長に中田氏

副議長に井上氏



中田幸藏（なかつた・こうぞう）
三崎高等学校卒。農業。産業建設委員長、総務副委員長。当選3回、三崎町三崎。53歳



井上幾太郎氏（いのうえ・いくたろう）東京農大卒。運送業。総務副委員長。産業建設副委員長。当選2回。三崎町三崎。42歳。

就任あいさつ

町民の皆様には益々ご健勝の展される以外に方策はありません。議決機関の長としての私共は、常に将来を適格に予測し町民の福祉を念頭におき、皆様方と共にご存存でございますので、今後九七号頂上線の開通を期に、更にも尚一層のご指導、ご鞭撻をに本町は佐田岬半島の先端の町、お願ひ申し上げ就任のご挨拶となければなりません、町の行財政状況は極めて厳しい局面を迎えております。しかしながら

三崎町議会議長 中田 幸藏
副議長 井上幾太郎

去る五月八日に開催された臨時町議会において、新しく、中田議長・井上副議長が選出されました。

「専決処分した事件の承認について」・「三崎町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」の議案が審議され、可決承認された後、松下議長、松田副議長の辞職申出により議長に中田幸藏氏（無所属）副議長に井上幾太郎氏（無所属）が選出されました。

○総務常任委員会
委員長 宮本 征士
副委員長 西川 一彌

○産業建設常任委員会
委員長 竹下 六男
副委員長 濱田 繁則

○文教厚生常任委員会
委員長 小西藤士雄
副委員長 中川 長治

○監査委員
中田 幸藏
竹下六男（昭和62年5月26日就任）

老齢基礎年金の繰り上げ請求をすると

老齢基礎年金は、六十五歳から受けることになっていますが、老齢基礎年金を受ける要件を満たした人が、六十歳になったときは、六十五歳になるまえであつても、本人が希望すれば繰り上げて請求することができます。

年金は、請求をした翌月分から受けられますが、厚生年金保険や共済組合に加入している間は受けられません。

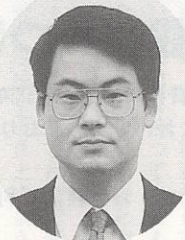
繰り上げ請求をするときには、次のことがらを十分に承知しておかなければなりません。

- 一 年金額は、繰り上げて請求した年齢に応じて、図のような割合で減額されます。
- 二 この額は、六十五歳になつても引き上げられることなく、一生減額された年金を受けられることとなります。
- 三 請求したあとには、取り消しや変更はできません。
- 四 障害基礎年金や寡婦年金が受けられません。
- 五 六十五歳になるまでは、遺族厚生年金や遺族共済年金とは同時に受けられません。

農業改良普及員に

長谷川 進一

S・34・12・1(29)



八幡浜農業改良普及所は、去る四月一日付けで、三崎駐在員の移動を行いました。

新しく就任された駐在員さんを紹介いたします。

「三崎町は初めてですが、第一次産業である農業が主体の町。全力で農家の皆さまのお役に立ちたい」と抱負を語る長谷川先生。お気軽にご相談ください。

駐在所は三崎町役場産業課。
電話54-11111 内線51

6月の休日急患診療予定表

4日	山下 医院	54-0073
11日	門田 医院	54-0034
18日	串 診療所	56-0032
25日	三崎 診療所	54-1050

60歳以上61歳未満に請求	42%減額
61歳以上62歳未満に請求	35%減額
62歳以上63歳未満に請求	28%減額
63歳以上64歳未満に請求	20%減額
64歳以上65歳未満に請求	11%減額

※変更の場合がありますから、ご利用の際には確認してください。

『佐田岬生活文化塾』

塾生卒塾する!

県がすすめている生活文化行政の一環として、三崎町の歴史や人材・自然など地域固有の資源を見直し、地域文化の伝承と創造のための活用方法を調査研究して新しい生活文化の波を起こす人材の育成を図ることを目的として、昭和62年11月に開設した本塾がこの度無事卒業式をむかえました。

62年度においては、地域資源リスト表作成のための学習会を開催し、63年度には、62年度の学習会をたたき台にして、海岸線めぐりや地引き綱等の実践活動を行いました。

二年間の成果として、「ふるさと再発見」「活動成果報告書」としてまとめ町へ提出しました。

今後の町づくりへの活用が期待されています。

二年間ご苦労様でした。



佐田岬生活文化塾卒業生名簿

住所氏名	年齢	職	業
名取垣内庄八郎	44	漁	業
三崎中村輝雄	42	商	業
三崎中岡謙治	39	農業改良普及員	
高浦木村安則	39	建設	業
名取小林絹久	35	建築	業
三崎谷口肇	33	農協職員	
二名津小西良忠	33	農	業
高浦横山忠文	32	商工会職員	
井野浦西村公男	32	商	業
三崎泉裕重	29	学校教員	
申梶原昭二	29	漁協職員	
平磯梶原孝一	28	農	業
平磯河野好晴	26	農	業
井野浦山下正明	25	漁	業
高浦酒井章	24	鉄工	業



森林の間伐に取組もう

山林所有者の皆さんひとりひとりが積極的に取り組まれた結果、八西地域のスギ、ヒノキの人工林は五、七〇〇ヘクタール余りに達しました。

しかし、その多くは幼令林で今すぐ間伐をしないと手遅れになると思われる山が三〇〇〇ヘクタールもあります。

「これまで苦労して育てた山なので早く間伐してやりたい。」とお思の方も多いことでしょう。健全な山づくり、優良な木材

を生産するためには間伐は欠かせずこのできない大切な作業です。今、間伐しておけば、将来その努力が報われるときが必ずやってきます。

愛媛の森林基金では、間伐を推進していくため助成金を出しています。詳しいことは、役場産業課(☎五四一―一一二) 八西森林組合(☎二二一〇四九六)、八幡浜地方局林業課(☎二二一〇三三)へ、お気軽に御相談ください。

中小企業者消費税 相談日の設置について

県では、中小企業者の消費税に関する専門的な相談に応じるため、地方局商工労政課において次のとおり消費税相談日を設けております。

なお、相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。

1. 期間 平成元年4月～平成2年1月
2. 相談日 毎月第2回目及び第4回目の月曜日
受付時間 午後1時～午後4時
相談時間 午後1時～午後5時
3. 場所 八幡浜地方局商工労政課
4. 相談員 税理士
地方局商工労政課職員
5. 相談内容 (1) 消費税法等の制度、しくみに関すること
(2) 申告、記帳の方法等納税の実務に関すること
(3) 消費税の転嫁対策等に関すること
(4) 記帳事務代行等の事務軽減対策に関すること
(5) 消費税導入円滑化対策関連施策に関すること

6. 問い合わせ先

八幡浜地方局商工労政課
TEL 0894 (22) 4111 内線 235

無料

交通事故 ご相談

●電話のご相談もお受けします
☎0899-45-2335(直通)

相談日：月曜から金曜午前9時半～午後4時40分
◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます
◎弁護士相談日：毎週木曜日午後1時～4時

社団法人 日本損害保険協会
松山自動車保険請求相談センター

松山市花園町1-3日本生命松山市駅前ビル6階 松山調査事務所内 ☎0899-45-5500

生活文化県政3年目 県の新機構スタート

県は、「潤いと活力のある愛媛づくり」を基本目標に策定した長期計画が示す、県民一人一人の生活を守り、生活を豊かにし、生活を高め、生活を拓くための施策を効率よく実行するとともに、新しい行政ニーズに的確、迅速に対応できる体制をつくるため、4月1日付けで、組織等を改正しました。主なものは、次の表のとおりです。

1) 新たな重要課題への対応

内 容	目 的
調整振興部「ふるさと整備課」の設置	ふるさとづくりの推進
農林水産部の課制の大幅改編と「農業基本問題対策班」の設置 〔新：総務農政課、構造改善課・農地整備課、普及指導課、生産流通課、畜産課、森林林業課 (旧：総務金融課、農政課、農業指導課、耕地課、園芸農蚕課、畜産課、林政課)〕	新しい愛媛農政の展開
土木部「水資源開発局」の設置	治水対策と水資源開発の促進

2) 実行段階にある重要課題の執行体制強化

内 容	目 的
愛媛テクノポリス財団への「ハイ・イノベーション研究所」の記置と専任職員の配置	テクノポリス開発計画の促進
「愛媛県国際交流協会」の設立と同財団の組織としての「愛媛県国際交流センター」の設置	国際交流の推進
愛媛県土地開発公社「業務第二課」の設置及び増員	高速自動車道の延伸への対応
「第2回全国スポーツ・レクリエーション祭事務局」の設置	実施体制の整備

3) そ の 他

内 容	目 的
調整振興部「企画調整課」の設置	企画調整機能の強化
総務部同和对策課の県民福祉部への移管及び専任次長の設置	同和对策の強化
商工労働部観光国際課観光推進係の「観光物産係」への改称	観光と物産の一体化
漁政課「流通加工係」の設置	水産物消費拡大の推進
教育委員会事務局への部制（「管理部」、「指導部」）導入	事務局の組織強化

山火事を防ごう！

最近よく、新聞、テレビ等で山火事のニュースを耳にします。また八幡浜地区消防署管内でも山火事が多発しています。

山火事は、たき火、タバコの不始末、子供の火遊びなどの原因による火災が多く私達がちょっと注意すれば防げるものです。

消防団と消防署第一分署では、ハイカー等の入山者、森林所有者、林内での作業者をはじめ広く地域住民に火災予防思想の普及と、豊かな森林資源を火災から守るために、町内3ヶ所（三崎トンネル東口・ガラン山・与侈入口三差路）に山火事防止用看板を設置しました。

みなさん、ひとりひとりが注意して大切な緑の資源を火災から守りましょう!!



(ガラン山に設置した山火事防止用看板)

税務署の処分 不服があるとき

平成元年5月キャンペーン 国税庁

税務署に申告した所得や税額が少なかったり、確定申告をしななければならぬ人が申告をしなかったときには、税務署長は調査した結果に基づき更正又は決定の処分をします。

この更正や決定あるいは財産の差押えなどの処分を受けたことにより、納税者の権利や利益が不当に損なわれることのないように、不服申立制度が設けられています。

この不服申立ての手続には、

税務署長に対する「異議申立て」と国税不服審判所長に対する「審査請求」とがあります。そこで、今回は「異議申立て」についてあらましを説明しましょう。

異議申立て

● 税務署長が行った更正や決定あるいは財産の差押えなどの処分不服があるときは、その処分通知を受けた日の翌日から二か月以内に、税務署長に対して「異議申立て」をすることができます。

異議申立ては書面で行うこと

● 異議申立てがありますと、税務署では担当者を代えて再度調査を行い、その結果を納税者に通知します。これを「異議決定」といいます。



